

# 外国人患者への医療等に関する協議会

## <目的>

外国人患者が症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、東京都における外国人患者への医療提供等の充実を図ることを目的とする。

## <検討事項>

- (1)外国人患者が症状に応じて安心して医療機関を受診できる仕組みに関する事。
- (2)外国人患者対応に係る医療機関及び関係機関への支援に関する事。
- (3)外国人患者対応に係る医療機関と関係機関との連携強化に関する事。
- (4)外国人患者を受け入れる医療機関の整備に関する事。
- (5)外国人が受診できる医療機関に関する情報の発信に関する事。
- (6)外国人向けの医療に関する情報の発信に関する事。
- (7)その他必要な事項

## <検討部会について>

より詳細かつ具体的な検討を行うため、協議会の下に検討部会を設置する。

## <事務局案>

事務局	福祉保健局医療政策部医療政策課
	福祉保健局医療政策部救急災害医療課
	福祉保健局健康安全部薬務課
	病院経営本部経営企画部総務課
	産業労働局観光部
	生活文化局都民生活部

## <委員構成案>

分野	役職
学識経験者	(医療分野の学識経験者)
	(観光・宿泊分野の学識経験者)
関係団体	公益社団法人東京都医師会
	公益社団法人東京都歯科医師会
	公益社団法人東京都薬剤師会
	公益社団法人東京都看護協会
	(観光・宿泊分野の団体)
医療機関	(外国人患者の受入れ実績のある病院)
	(外国人患者の受入れ実績のある診療所)
関係機関	(医療通訳事業者)
	(外国人向けの旅行保険を扱う保険会社)
	(旅行会社)
	(外国人コミュニティ関連の団体)
関係行政機関	区市町村
	東京消防庁救急部救急医務課